

議 事 録

1 概要

会議名		令和6年度第1回 児玉郡市障害者自立支援協議会全体会
事務局		基幹相談支援センター、本庄市、美里町、神川町、上里町
開催日時		令和6年7月4日（木） 10時00分～11時30分
開催場所		本庄市役所 6階 大会議室
出席者	委員	出席：16人 欠席：2人
	その他	5人（運営会議長、相談支援部会長、就労支援部会長、手話通訳派遣者2人）
	事務局	基幹相談支援センター2人、本庄市4人、美里町1人、上里町2人、神川町2人
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状 2. 次第 3. 【資料1】令和6年度自立支援協議会委員構成表 4. 【資料2】児玉郡市障害者自立支援協議会設置要綱 5. 【資料3】児玉郡市障害者自立支援協議会の構成（体系図） 6. 【資料4-1、2】令和5年度決算書、令和6年度予算案 7. 【資料5-1～3】令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画 8. 【資料6-1～5】委託事業所の令和6年度年間スケジュール 9. ふくしまップ2024
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 自立支援協議会の概要説明 3. 自己紹介 4. 会長及び副会長の互選 5. 監査委員の選出 6. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度会計報告及び令和6年度予算案について (2) 令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画について (3) 基幹相談支援センターの活動状況等について (4) 委託事業所の令和6年度事業計画について (5) その他 7. 閉会

2 審議経過

1. 開会

児玉郡市障害者自立支援協議会設置要綱第6条第3項では、全体会は委員の過半数の出席をもって開催ことができると規定されており、当日は委員18人中16人が出席したため、会議が成立となることを報告。

2. 自立支援協議会の概要説明

【資料2】設置要綱及び【資料3】体系図を用いて、当該協議会の役割や体系について説明。また、当該設置要綱及び体系図について、令和6年4月に次の改正を行った旨を報告。

- ・令和6年4月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正が行われたことに伴い、設置要綱第2条9号として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること」を追加。
- ・設置要綱第7条第2項の運営会議の構成員に関して、実態に合わせて「専門部会の部会長」を追加。
- ・令和6年1月に基幹相談支援センターが設置され、事務局として協議会運営に携わっているため、当該関与について体系図に反映。

3. 自己紹介

委員の任期2年が満了し、令和6年4月から新たに委員となった方もいるため、出席者全員が自己紹介を行った。

4. 会長及び副会長の互選

会長に本庄市身体障害者福祉会の種村氏、副会長に社会福祉法人美里会の倉上氏が就任した。

5. 監査委員の選出

会長の指名により、本庄市民生委員・児童委員協議会の小池氏、本庄市社会福祉協議会の内田氏に決定した。

6. 議事

(1) 令和5年度会計報告及び令和6年度予算案について

【資料4-1】に基づき、令和5年度の決算内容及び監査結果について報告。

また、【資料4-2】に基づき、令和6年度予算書(案)について報告し、協議会から承認を得た。

(2) 令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画について

- ・運営会議について

【資料5-1】に基づき、会議長(児玉郡市障がい者就労支援センター 相川氏)から説明。

- ・相談支援部会について

【資料5-2】に基づき、部会長(相談支援事業所ひまわり 田草川氏)から説明。

- ・就労支援部会について

【資料5-3】に基づき、部会長(障害者就業・生活支援センターこだま 黒澤氏)から説明。

【質疑応答】

6月に実施した「こども部会」第1回会議の参加者について委員から質問あり。

⇒放課後等デイサービス事業所を対象に通知し、15事業所・21人（事務局を除く）が参加したことを報告。

(3) 基幹相談支援センターの活動状況等について

令和6年1月に当該センターが設置され、開所から半年が経過した。センターのこれまでの活動内容や今後の計画等について、児玉郡市基幹相談支援センターYou&Iほみかセンター長の福田氏から説明。（※別紙スライド資料「基幹相談支援センター活動報告」を用いて説明。）

(4) 委託事業所の令和6年度事業計画について

基幹相談支援センターの設置に伴い、令和6年1月から児玉郡市で委託している5つのセンターで「委託事業所連絡会議」を定期開催している。各センターの具体的な支援内容やスケジュール等を共有するため、年間事業計画（【資料6-1】～【資料6-5】）を作成した。当該資料に基づき、事務局から各センターの業務について説明した。

(5) その他

○ふくしまップ2024について

⇒ふくしまップの概要を事務局から説明。また、当該マップは児玉郡市の各市町のホームページにも掲載しており、住民の方に案内する際は、当該ページにリンクする二次元コードを記載したマップの表紙を渡し、紙資源の削減に努めていることを説明。

○第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画について

⇒当該計画は市町ごとに作成しているが、郡市の課長を代表して本庄市障害福祉課長から説明。

- ・当該計画の策定にあたり、令和5年度第2回全体会として書面開催により意見聴取を行った。今後も3年に1度の周期で更新が必要となるため、協議会の意見や地域課題が反映された計画の作成に務めていく。
- ・障害福祉サービス事業所の指定手続は埼玉県で行っているが、令和6年度から県での手続に先立ち、事業所の所在市町が意見書を作成することが厳格化されたため、計画の内容に基づき、地域課題も踏まえて意見を述べることに務める旨を説明。

○日中サービス支援型グループホームの報告・評価に関する補足

⇒・児玉郡市には該当事業所が2か所あるが、双方とも株式会社恵の運営するグループホームである。（※愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所5か所について、令和6年6月26日付で指定取消処分が行われた。厚生労働省は、同社に対し障害者総合支援法に基づく「連座制」を適用したことから、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、同社は他の障害福祉サービス事業所の指定更新及び新規指定を受けることができないこととなった。）

- ・当該報告・評価に関する制度は、埼玉県が制定した要綱に基づいており、事業所の指定権者は

埼玉県だが、実施主体は地域の自立支援協議会となっている。直近の報道を受けて制定された制度ではなく、元から該当事業所の報告・評価を行う予定であった。

- ・評価結果については、全体会で報告した上で県に報告するのが本来の手順かもしれないが、一般の連座制の適用による利用者への影響を考えると、可能な限り早めに県に報告することが望ましいため、本件については運営会議と事務局に一任いただくこととした。（※結果については後ほど全体会で報告）

○障害者の地域移行について（委員からの意見）

- ⇒ ・令和6年度の報酬改定では、障害者の「地域移行」の加算に関する改定が多かった。
- ・国の政策として地域移行（支援施設からグループホーム、グループホームから一般アパート等）が推奨されているが、郡市において移行可能な環境が整っているか疑問である。
 - ・移行可能な環境の整備は一法人では行えないため、地域全体での協力が必要。自立支援協議会には、先進地を視察するなどして、整備の方向性を検討してもらいたい。

7. 閉会

○副会長の倉上氏が閉会の辞を述べる。

- ・当協議会の目的は、地域課題の抽出とその対策についての協議・検討だと考える。
- ・全体会は福祉関係団体の方が大勢参加しているため、各専門部会や事務局は情報を整理して全体会に課題を提示し、参加者で意見を出し合うような場になってもよいのではないかと考える。

○次回の全体会は令和7年2月頃を予定。